

文教厚生常任委員会報告

文教厚生常任委員会の報告を行います。

1 1月28日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、条例制定2件です。

1 2月2日、委員会を開催し、所管する担当部課職員の出席を求め、慎重に審査した経過と結果について、ご報告いたします。

「議案第104号 上野原市下水道条例の一部を改正する条例制定について」は、標準下水道条例において、排水設備指定工事店の指定及び責任技術者の登録の欠格条項である成年被後見人又は被保佐人が削除されるため、当該規定の引用箇所を改正する必要があるため、条例の改正を行うものです。

改正の目的としては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格事項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るものとの説明がありました。

本案についてはその後、当局より議案の一部を訂正する申し出があったため、再度委員会を開催し、審査した結果、全会一致で訂正後の原案どおり可決すべきものと決定しました。

「議案第105号 上野原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、児童福祉法において、養育里親及び養子縁組里親の欠格条項である成年被後見人又は被保佐人が削除されるため、当該規定の引用箇所を改定する必要があるため、条例の改正を行うものです。

委員からの、改正後の法第34条の20第1項第3号の内容はどうなっているか、という質問については、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行ったもの、その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をしたもの、となっているとのことです。

次に、議員間討議を行いました。

委員からは、成年被後見人、被保佐人について差別を無くしていく為には、こういった条例についてだけではなく、様々なところでの配慮が必要なのではないか、との意見が出されました。

以上、当局提出2案件について、採決を行った結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、委員からは、市内の文化財の現状について調査する必要があるとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。